

第三者評価の標準的な流れ

項目	所要日数 (目安)	事業者(所)	福井県社会福祉協議会
事前説明	10		受審を希望する事業者を訪問し、評価実施方法・費用・スケジュールなどを説明します。
受審申込		福井県社協へ受審申込書を提出します。	
契約の締結	10		評価契約書を締結します。
自己評価	60	<p>第三者評価を受審するに際して、まず自分たちの日頃の福祉サービスを振り返る「自己評価」を行います。</p> <p>事業所内に「福祉サービス評価委員会」など自己評価を行う体制をつくり、職員全員が参画し、話し合い、改善に向けての気づきを深めます。</p> <p>自己評価結果報告書および関係資料を作成し、福井県社協に提出します。</p>	
利用者・家族アンケート	30		<p>利用者およびその家族が、事業者の日頃の福祉サービスについてどう思っているかを把握するために、事業者の協力のもとにアンケートを行います。</p> <p>その集計結果を事業者にも報告します。</p>
事前調査	10		<p>事業者から提出された自己評価結果報告書や関係資料、および利用者・家族アンケートの集計結果等をもとに、福井県社協の委嘱した評価調査者3名が事業者の事前調査を行います。</p>
訪問調査	1	評価調査者による面談・書類の確認・事業所内の見学等に応対します。	<p>福井県社協の委嘱した評価調査者3名が事業者を訪問し、1日かけて施設長や職員等への面談・書類の確認・事業所内の見学等を行います。</p>
評価結果のとりまとめ	50		<p>評価調査者の合議による評価結果をとりまとめ、福井県社協の諮問機関である評価決定委員会に提出します。</p> <p>評価決定委員会で審議された結果を踏まえて評価結果を決定します。</p>
事業者への報告	10 (30)	<p>福井県社協から報告された評価結果に対して意見がなければ、評価結果を公表することについての同意書を福井県社協へ提出します。</p> <p>評価結果に対して意見がある場合は、その根拠となる資料を添えて意見書を福井県社協に提出することができます。</p>	<p>決定した評価結果を事業者に報告します。</p> <p>事業者からの意見がなければ、評価結果が確定します。</p> <p>事業者から意見書を受理した場合は、必要に応じて評価決定委員会での再審議を経て評価結果を再度決定します。</p>
評価結果の公表	5		<p>事業者の同意を得た後、評価結果を福井県第三者評価基準等委員会へ報告します。</p> <p>福井県第三者評価基準等委員会は、評価結果をWAM NET（独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合サイト）で公表します。</p> <p>福井県社協も、評価結果を福井県社協のホームページで同時に公表します。</p>

※ 所要日数はあくまで目安であり、諸事情により変動することがあります。

※ 所要日数の()は、評価結果に対して事業者から意見書が提出された場合の目安です。